

○ 行政解剖（承諾解剖）実施要綱の制定について

（平成 25 年 3 月 15 日付け例規香搜一第 45 号）

行政解剖（承諾解剖）については、「行政解剖（承諾解剖）実施要綱の制定について」（平成 13 年 8 月 22 日付け例規香搜一第 366 号。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、新たに、別添のとおり「行政解剖（承諾解剖）実施要綱」を定め、平成 25 年 4 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別添

行政解剖（承諾解剖）実施要綱

第1 目的

この要綱は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に基づき、遺族の承諾を得て実施する死体の解剖（以下「承諾解剖」という。）について必要な事項を定め、もって警察業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

第2 承諾解剖の対象死体

承諾解剖の解剖死体は、変死体（変死の疑いのあるものを含む。）又は非犯罪死体のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、解剖についての遺族の承諾がある死体とする。

- (1) 死因不詳のため、検案医師による死体検案書の作成が不能で、解剖により死因を解明する必要があると認められる死体
- (2) 死因の認定について、将来、刑事上又は民事上の紛議が生じるおそれのある死体
- (3) (1)及び(2)以外で死因を解明する必要があると認める死体

第3 検視官の任務

検視官は、積極的に現場臨場等をして承諾解剖の要否についての検討及び助言を行い、署長を補佐するものとする。

第4 承諾解剖の手続

- 1 署長は、承諾解剖を必要と認めるときには、速やかにその旨を捜査第一課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 2 署長は、別記様式第1号の解剖承諾書により遺族の承諾を得るとともに、別記様式第2号の承諾解剖嘱託書を作成し、鑑識課長を経由して担当医師に解剖の嘱託を行うものとする。

第5 承諾解剖の立会い

承諾解剖には、検視官及び嘱託に係る警察署の担当課長等幹部が立ち会うとともに、嘱託に係る警察署の鑑識係等において写真撮影、解剖の補助等必要な措置をとるものとする。

第6 死因の確認及び報告

- 1 署長は、解剖の嘱託を行ったときは、担当の医師に承諾解剖結果報告書の作成を依頼し、当該承諾解剖結果報告書により死因を確認するものとする。
- 2 署長は、承諾解剖結果報告書により死因を確認したときは、速やかに、その写しにより捜査第一課長を経由して本部長に報告するとともに、鑑識課長にその写しを送付するものとする。

第7 司法解剖への移行

署長は、承諾解剖の実施途中において、当該死体に犯罪性の疑いが認められたときは、直ちに司法解剖に移行する手続をとるものとする。

第8 承諾解剖の謝金

承諾解剖の謝金に関する事務は、鑑識課において行うものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、承諾解剖を行うために必要な事項は、捜査第一課長が定めるものとする。

(第4の2の項の一部及び別記様式省略)

